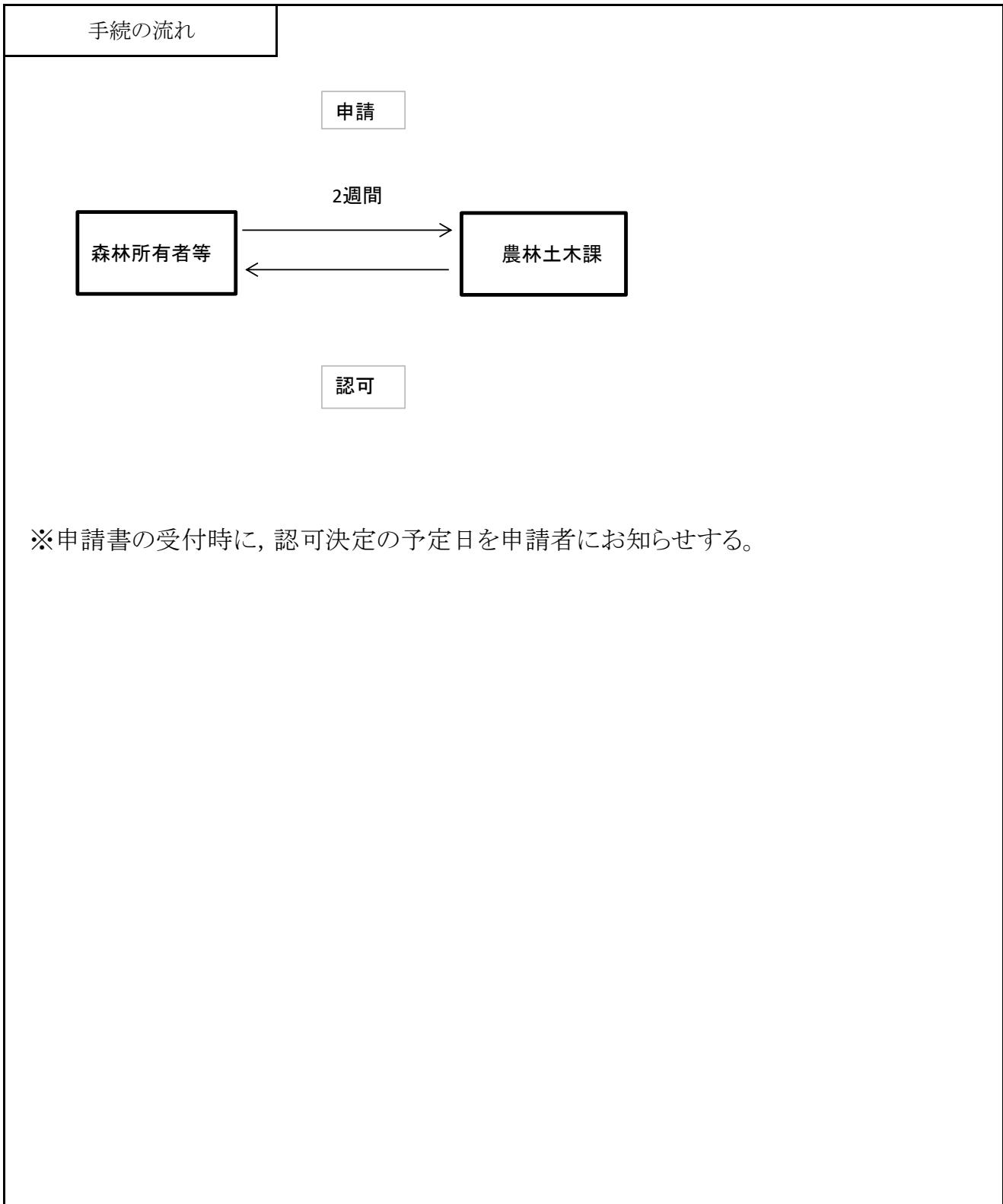


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	施業実施協定の変更の認可			
処 分 の 概 要	施業実施協定の変更にあたって、変更を認可する。			
根 拠 法 令 名	森林法(昭和26年法律第249号)			
条 項	第10条の11の5第1項			
所 管 課	農林土木課			
経由機関での処理期間	なし			
所管課での処理期間	2週間			
標準処理期間	計	2週間		
審査基準	「市町村森林整備計画制度等の運用について」(平成3年7月25日3林野計第305号)に基づき審査する。			
<b>【根拠法令等】</b> 森林法				
第10条の11の4第1項 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。				
第10条の11の5第1項 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。				
市町村森林整備計画制度等の運用について(平成3年7月25日3林野計第305号)				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※申請書の受付時に、認可決定の予定日を申請者にお知らせする。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。